

令和6年第2回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

令和6年5月10日（金）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2までの各事件

（追加議事日程1）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 副議長の選挙

日程第6 常任委員の選任

日程第7 議会運営委員の選任

日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

日程第9 行政報告

日程第10 承認第1号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第11 承認第2号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第12 承認第3号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

日程第13 議案第29号 瑞穂市固定資産評価員の選任について

追加日程第1 議案第30号 瑞穂市監査委員の選任について

追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程第3 議員派遣について

○本日の会議に出席した議員

1番 宮 川 頌 健

3番 北 村 彰 敏

5番 今 井 充 子

7番 藤 橋 直 樹

9番 鳥 居 佳 史

2番 横 田 真 澄

4番 関 谷 英 樹

6番 広 瀬 守 克

8番 若 原 達 夫

10番 関 谷 守 彦

11番 森 清 一
 13番 今 木 啓一郎
 16番 庄 田 昭 人
 18番 若 園 五 朗

12番 馬 淵 ひろし
 15番 棚 橋 敏 明
 17番 若 井 千 尋

○本日の会議に欠席した議員（１名）

14番 杉 原 克 巳

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
副 市 長	丹 羽 俊 一	企 画 部 長	磯 部 基 宏
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	臼 井 敏 明
健康福祉部長	佐 藤 彰 道	都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸
環境水道部長	矢 野 隆 博	教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人
会 計 管 理 者	広 瀬 進 一	監 査 委 員 会 事 務 局 長	今 木 浩 靖

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	松 島 孝 明
書 記	廣 瀬 潤 一		

開会 午前 9 時12分

開会及び開議の宣告

○議会事務局長（井上克彦君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長議員の森清一議員を御紹介します。

〔11番 森清一君 議長席に着席〕

○臨時議長（森 清一君） ただいま紹介されました森清一でございます。よろしくお願いいたします。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから、令和 6 年第 2 回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（森 清一君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

議事の都合により、しばらく休憩に入ります。

休憩 午前 9 時14分

再開 午前10時21分

○臨時議長（森 清一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 議長の選挙

○臨時議長（森 清一君） 日程第 2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（森 清一君） ただいまの出席議員は17人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第 2 項の規定によって、立会人に宮川頌健君と横田真澄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（森 清一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（森 清一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（森 清一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、仮議席 1 番議員から順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○臨時議長（森 清一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（森 清一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（森 清一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、庄田昭人君11票、馬渕ひろし君 6 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、庄田昭人君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（森 清一君） ただいま議長に当選されました庄田昭人君が議長におられます。

会議規則第31条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

庄田昭人君は登壇し、御挨拶願います。

庄田昭人君。

〔新議長 庄田昭人君 登壇〕

○新議長（庄田昭人君） ただいま選挙をして私に多数の票を入れていただきましたこと、感謝申し上げます。

また、馬渕議員とも、これは議長という思いを、これは瑞穂市のためと思いながら、この思いを皆様に伝えたことであろうと思います。多くの皆様に庄田昭人と書いていただきましたこと、しっかりと皆さんの意見を、議会の中で皆さんの思いを把握しながら、議会のよりよい運営をさせていただきたい思いであります。

私も今、この初議会の中で、緊張の中で、先ほども質問を受けながら、どのような運営がい

いのであろうか、議員の思いを、市民の思いをこの議会で発揮しなければならない。市長の提案を審議する時間をよりよく皆さんと共にこの議場で、委員会で、全員協議会の場で意見を交わし合い、いいまちをつくっていかなければならない、その思いであります。

私も非力非才ではありますが、皆さんの御協力をいただきながら一生懸命務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（森 清一君） これで私の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

庄田昭人議長、議長席にお着きください。

〔臨時議長 森清一君 降壇〕

〔議長 庄田昭人君 議長席に着席〕

○議長（庄田昭人君） これより、私が議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時59分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議席の指定

○議長（庄田昭人君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番 北村彰敏君と4番 関谷英樹君を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（庄田昭人君） 日程第3、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日だけの1日間にしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日

間と決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会事務局長より報告します。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わりまして5件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、令和6年2月分及び3月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、1月17日に穂積北中学校、2月6日に子ども支援課を対象に実施され、いずれも財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

3件目は、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体、公益社団法人瑞穂市シルバー人材センターに対する監査について、同条第9項の規定により監査委員から結果報告を受けております。

監査は、令和5年11月7日から令和6年1月26日までの間に実施され、瑞穂市シルバー人材センターに対する監査の結果と意見については、お手元に配付のとおりです。

4件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。

3月27日に同組合の令和6年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は3件で、令和6年度当初予算1件、条例の一部改正が1件と人事案件1件です。

予算案は、総額を1億3,051万1,000円とするもので、前年度比較で5,132万7,000円、率にして28.23%の減となる内容でした。

条例の一部改正の岐阜地域児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定については、児童福祉法一部改正に伴い、この条例を定めようとするものでした。

人事案については、監査委員の選任同意案で、新たに奥田実氏を選任することについての同意を求めるものでした。

いずれの議案も原案のとおり可決または同意されました。

ちなみに、瑞穂市からの利用者数は、令和6年3月1日現在で4人でございます。前年と比

べ同数でございました。

5件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月18日に東海市議会議長会の第107回定期総会が岐阜市で開催され、杉原克巳前副議長が出席しましたので報告します。

会議では、会務報告の後、令和5年度の各会計決算、令和6年度の各会計予算、各部会及び会長から提出された14議案が審議され、いずれも可決または認定されました。なお、来年度の開催都市は愛知県豊田市に決定しました。

また、議員25年以上の部で、藤橋礼治前議員、20年以上の部で松野藤四郎前議員、若園五朗議員が表彰されました。

なお、若園議員は議場におられますので、これから伝達を行いたいと思います。

それでは、議長、若園議員は書記席の前のほうにお願いいたします。

〔18番 若園五朗君 登壇〕

○議長（庄田昭人君） 表彰状、瑞穂市、若園五朗様。

あなたは、市議会議員の要職にあること20年、鋭意の市政の発展に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、本会表彰規定により、これを特別表彰いたします。令和6年4月18日、東海市議会議長会会長、岐阜市議会議長 石井浩二。代読、庄田昭人。

おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○18番（若園五朗君） ただいま庄田議長より、市議会議員の20年ということで、合併して20年、今回6期目も当選させていただきました。

今まで非常に議員という中でいろいろな経験をさせてもらいました。非常に厳しいことや自分の鍛錬、そして市民の意見をまとめて一般質問、そして議会運営、議長のときは平成26年、1年間やらせてもらいましたが、いろいろ経験させていただきましたことを含めまして、今後もし新しい議員、そして2年目、3年目、4年目、5年目の議員と見えますが、私の知っておる範囲内、議長の采配の下でまたいろいろと皆さんに教えてもらえと思いますが、私もそれなりに勉強させていただきましたことについて、また皆様にいろいろと議事運営にしっかりと努めてまいります。

今後とも心を締めまして精いっぱい市民のために頑張っていきますので、よろしくお願いします。終わります。

〔18番 若園五朗君 降壇〕

○議会事務局長（井上克彦君） なお、藤橋礼治前議員、松野藤四郎前議員への伝達につきましては、後日議長と調整をいたしまして、御自宅にお届けしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告しました5件の資料は事務局に保管してありますので、御覧

いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

議事の都合により、このまましばらく休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時14分

○議長（庄田昭人君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 副議長の選挙

○議長（庄田昭人君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（庄田昭人君） ただいまの出席議員数は17人です。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号5番 今井充子君と6番 広瀬守克君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（庄田昭人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（庄田昭人君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（庄田昭人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（庄田昭人君） 選挙の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票16票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち、森清一君16票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、森清一君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（庄田昭人君） ただいま副議長に当選された森清一君が議場におられます。

会議規則第31条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

森清一君は登壇し、御挨拶願います。

森清一君。

〔新副議長 森清一君 登壇〕

○新副議長（森 清一君） ただいま副議長選挙におきまして当選させていただきました、森清一でございます。これから 1 年間、副議長として皆様、議員の意見を真摯に受け止め、また議長とコミュニケーションを取りながら議会運営に努めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

〔新副議長 森清一君 降壇〕

日程第 6 常任委員の選任

○議長（庄田昭人君） 日程第 6、常任委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1 時39分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、総務委員会に棚橋敏明議員、今木啓一郎議員、森清一議員、広瀬守克議員、今井充子議員、北村彰敏議員、以上の 6 名を、産業建設委員会に私、庄田昭人、杉原克巳議員、馬淵ひろし議員、鳥居佳史議員、若原達夫議員、横田真澄議員、以上の 6 名を、文教厚生委員会に若園五朗議員、若井千尋議員、関谷守彦議員、藤橋直樹議員、関谷英樹議員、宮川頌健議員の以上の 6 名を指名したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとお

り選任することに決定しました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

総務委員会は議会図書室で、産業建設委員会は正副議長室で、文教厚生委員会は第２議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第２項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後１時42分

再開 午後１時58分

○議長（庄田昭人君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので御報告します。

総務委員会委員長 今木啓一郎君、副委員長 棚橋敏明君、産業建設委員会委員長 若原達夫君、副委員長 鳥居佳史君、文教厚生委員会委員長 藤橋直樹君、副委員長 若園五朗君、以上のとおりです。

日程第７ 議会運営委員の選任

○議長（庄田昭人君） 日程第７、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後１時58分

再開 午後２時14分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定によって、藤橋直樹議員、若原達夫議員、若井千尋議員、鳥居佳史議員、馬淵ひろし議員の以上の５人を指名したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会運営委員は第２議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第２項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後２時15分

再開 午後 2 時25分

○議長（庄田昭人君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に若井千尋君、副委員長に馬淵ひろし君が決定いたしましたので、御報告いたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時26分

再開 午後 3 時11分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（庄田昭人君） 日程第 8、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことを決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に若園五朗君、棚橋敏明君、馬淵ひろし君、関谷守彦君、若原達夫君、藤橋直樹君、広瀬守克君の以上の 7 名を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された方々が議場におられます。会議規則第31条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 9 行政報告

○議長（庄田昭人君） 日程第 9、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、5件の行政報告をさせていただきます。

初めに、報告第3号債権放棄の報告についてであります。

瑞穂市債権の管理に関する条例第8条の規定により、私債権のうち時効期間が経過し、または徴収ができる見込みがない債権について、水道料金80件で22万5,618円、学校給食費6件で20万1,860円、交通安全協力費7件で2万2,960円につき市の債権を放棄しましたので、同条例第9条の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号専決処分の報告について（損害賠償その1）、報告第5号専決処分の報告について（損害賠償その2）、報告第6号専決処分の報告について（損害賠償その3）、報告第7号専決処分の報告について（損害賠償その4）であります。瑞穂市障害者相談支援事業委託に係る消費税の取扱い誤りの件につき和解し、損害賠償金の額を定めることにつき専決処分したものであります。

以上5件について行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。

日程第10 承認第1号から日程第13 議案第29号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第13、議案第29号瑞穂市固定資産評価員の選任についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和6年第2回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙の中、御出席を賜り、お礼を申し上げます。

今回の瑞穂市議会議員選挙で当選されました皆様には、心よりお祝いを申し上げます。

令和6年度もスタートして早くも一月余りが過ぎようとしておりますが、今年は元日から石川県能登半島で最大震度7の地震が発生し、能登半島を中心に甚大な人的・物的被害をもたらし、今なお依然として多くの方々が避難所で大変厳しい生活を強いられており、道路や上・下水道などのインフラ復旧もなかなか進んでいない状況であります。被災者の方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興を願っております。

被災地の支援につきましては、岐阜県などと連携しながら当市の職員を累計で22名派遣し、主に岐阜県の対口支援先であります輪島市や中能登町の避難所運営や被災住家の調査などの支援を行っており、引き続き支援を行っていく予定であります。

また、今回の経験を生かして当市の危機管理体制のさらなる強化に努めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回上程します議案は、専決処分の承認を求める案件が3件、人事案件が1件の合計4件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第3号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてであります。

令和3年度（令和4年度への繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金及び令和4年度（令和3年度からの繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金について、実績報告に基づき交付額が確定し、受入済額から差額を返還するために補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第29号瑞穂市固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員 宮田典雄氏が令和6年4月1日の瑞穂市役所の人事異動によって税務課長の職を離れたことから、新たに北島博輝氏を固定資産評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、4件の提出議案につきましての概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時56分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第29号までの4議案

を、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第29号までの4議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番 関谷守彦でございます。

承認第1号について質問をさせていただきます。

この中の改正内容として、第51条、第71条、それから第139条の3、市民税等の減免制度ですね、これを少し柔軟に対応できるようにという、そういう意味では非常に前進的な改正ではないかというふうに思っておりますけれども、では、具体的にこの条例が設けられたことによってどのような減免が想定されているのか、そういったことについて若干説明をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 今の関谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回減免措置につきまして、自治体の首長の権限を認めるというようなところで、適用拡大するような格好になろうかと思いますが、その対象となる税目としましては、第51条が市民税、第71条が固定資産税、第139条の3が特別土地保有税というものになりますが、まず市民税ですと、そもそも減免対象となる方はどういった方かといいますと、生活保護の対象者、あとは所得が皆無となって著しく生活が困難となった方、あと学生や生徒、それから法人につきましては、清算中とかの法人が対象になろうかと思います。

固定資産税につきましても同様に、貧困による生活困窮の方というようなこともあります、その辺が従来はそのものに合致しないと適用できなかったものが、今後は首長がそれに準じていると認めれば適用できるというように拡大をされたものになります。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決に併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから、承認第1号を採決します。

承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分については承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、承認第1号は承認されました。

これより、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

承認第2号の国保条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきたいと思います。

私、毎年この条例の改正案が出てきているんですけども、これまでは基本的には賛成という立場で来ておりましたけれども、なかなかここまで来て、ここら辺がどうなのかということ非常にちょっと迷うところでお尋ねしたいと思います。参考にするためにお尋ねしたいと思います。

今回、上限額、後期高齢者支援金に係る課税限度額、これが22万円から24万円に2万円引き上げるという改正案でありますけれども、これにつきまして、それぞれ国保税の場合、3つのあれがありますけれども、それぞれに上限額が定められていると。今回は後期高齢者の支援金が上限を上げるというお話なんですけれども、この上限額が適用される世帯というか、家族というか、その所得が、どの程度の所得がこの上限額に該当する、つまり、この上限額の係るその家庭の合計所得だと思いますけれども、その所得額が幾らになるとこの上限に達するのか。言わばそれ以上の方がその上限額で進んでいくことになると思いますけれども、例えばちょっとこの辺は具体的でないと分からない、示しにくいとは思いますが、単身者お一人の場合はどのくらいの所得額になるのか。そして、例えば4人家族、夫婦とも50歳前後で、小・中学生

の子供さんがそれぞれ1名、合わせて4人家族という前提の場合、この上限額に該当する所得はどの程度か、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 今回の関谷議員の御質問につきまして、モデルを2種類お示しいただきました。

単身世帯と4人家族ということですが、単身世帯につきましては、今回、国民健康保険税というのは医療分、それから後期支援分、それから介護分というふうで3つで構成されております。介護分も含めて上限が106万円というような格好になろうかと思っておりますので、単身でも40代以上の方というふうで算定をさせていただいておりますが、実際、逆算していきますと約997万円、おおむね1,000万円の所得がある方につきましては、上限の106万円に到達するというようなところになろうかと思っております。

もう一つの4人家族ですね。50代の両親と子供さん、高校生2人という4人世帯で想定しますと、870万円、880万円程度ですので、約900万円程度で上限を迎えるというような算定が出ております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、単身者ですと1,000万円、4人家族の場合は900何十万円ですかね、というお話ですが、健保協会の場合、この程度の所得、給与の収入とはちょっとずれるもので非常に計算しにくいかもしれませんが、この方が健康保険に入っていた場合は、どの程度の保険料になるのか教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 協会けんぽさんの場合ですとどうなるかという御質問になりますが、まず単身者、40代以上の単身者の方でありますと、先ほど申し上げました1,000万円に到達するという所得金額をお伝えしましたが、1,000万円を協会けんぽの場合は報酬月額が幾らならば幾らの保険料という仕組みになっておりますので、1,000万円を12月で割らせていただきますと、月額83万3,000円ほどになります。そちらで当てはめると、保険料の総額としましては114万円ほどになりますが、協会けんぽそのものは事業所負担が半額あります。ですので、自己負担はその半分であります57万円ほどになるということになります。

もう一つの4人家族のモデルの場合ですと、先ほど900万円所得ということでお話ししましたが、月額12月で割りますと月額75万円となります。そちらで当てはめると、保険料総額は103万6,000円になりますが、自己負担が約半分ですので、51万円ほどが本人負担というふうな数字ができます。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、反対討論をさせていただきます。

今、部長のほうからも説明がありましたように、この上限額に該当する人というのが単身者でおおよそ1,000万円ぐらい、そして4人家族ですと900万円ぐらいの所得という、そういった家庭が対象になりますというお話です。ここら辺をどう見るかというのは非常に微妙なところがあります。ところが、この上限額を合計しますと、全部で100万円を超える保険料。つまり所得の1割をこの保険料として払わなければならない、そういった状況にあります。

一方、もちろん仕組みが違うということでこういうことになるんですけども、健保協会に入っている方の場合については、単身者ではこの保険料57万円、そして4人家族で51万円ということですので、おおよそ半分の保険料ということです。つまり収入の5.数%だと思いますけれども、そんなような状況になっているということで、この上限額を上げていく、確かに収入に応じて負担をしていくというのは、ある意味では正しいのかもしれませんが、さすがに保険制度として見た場合に、果たしてこれが適切なのかどうか、非常に疑問を感じる。

つまり、100万円を超える国保税を払うということになりますので、この上限額を上げていけば、当然それがどんどん拡大していくことになりかねないということで、この問題については今回反対をさせていただくということで、私の反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分については承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、承認第2号は承認されました。

これより、承認第3号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号を採決します。

承認第3号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分については承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第3号は承認されました。

これより、議案第29号瑞穂市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

瑞穂市固定資産評価員に北島博輝君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第29号は同意することに決定しました。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4 時14分

再開 午後 4 時22分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から、議案第30号瑞穂市監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りします。議案第30号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

追加日程第1 議案第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 追加日程第1、議案第30号瑞穂市監査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、1件の追加議案の提案について説明をさせていただきます。

議案第30号瑞穂市監査委員の選任についてであります。

議員のうちから選任する監査委員につき、新たに広瀬守克氏を監査委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、1件の追加議案につきまして概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第30号を会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第30号の質疑を行います。

地方自治法第117条の規定によって、広瀬守克君の退場を求めます。

〔6番 広瀬守克君 退場〕

○議長（庄田昭人君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

瑞穂市監査委員に広瀬守克君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は同意することに決定しました。

広瀬守克君の入場を許します。

〔6番 広瀬守克君 入場・着席〕

○議長（庄田昭人君） ただいま議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。本件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として審議することにしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として審議することに決定しました。

追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（庄田昭人君） 追加日程第2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件を議題とします。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま、会議規則第169条の規定により議員派遣についてが提出されました。

お諮りします。議員派遣については緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として審議することにしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として審議することに決定しました。

追加日程第3 議員派遣について

○議長（庄田昭人君） 追加日程第3、議員派遣についてを議題とします。

内容については1件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わりまして1件説明します。

令和6年5月17日に、中濃十市議会議長会主催による議長会議、講演会及び情報交換会が美濃市防災・中央コミュニティセンターほかで開催されるため、会議に出席する副議長を派遣するものになります。以上です。

○議長（庄田昭人君） 以上1件について議員を派遣することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（庄田昭人君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和6年第2回瑞穂市議会臨時会を閉会します。

閉会 午後4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年5月10日

瑞穂市議会 臨時議長 森 清 一

議 長 庄 田 昭 人

議 員 北 村 彰 敏

議 員 関 谷 英 樹